

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

羽田空港等と北海道・沖縄県内の空港等との間を結ぶ便の搭乗者を対象としたモニタリング検査について

本年7月8日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今後の政府の取組として、「令和3年6月21日以降における取組」についての実施状況（7月7日時点）がとりまとめられ、その中に、「夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道、沖縄へ向かう利用者のうち希望者に対して、無料のPCR検査・抗原定量検査を行う。」旨が示され、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において実施体制が構築されたことを踏まえ、7月15日付の事務連絡において、事業者への協力要請をお願いしておりました。

また、8月2日より中部空港発、福岡空港着の対象への追加、8月12日からの広島空港着、鹿児島空港着の対象への追加を受け、事務連絡を発出し（7月30日付及び8月10日付）協力要請をお願いしておりましたが、今般、対象の空港への往路便のみならず、復路便の利用者についても検査の対象とすることとなりましたので、改めて以下の内容について協力を求めていますようをお願いいたします。

記

1. 北海道・広島県・福岡県・鹿児島県・沖縄県の方々及びやむを得ず移動する方々の安心を確保する観点から、夏の期間中、羽田空港等と北海道・沖縄県内の空港等との間を結ぶ便の搭乗者を対象とし、無料のモニタリング検査（唾液PCR検査・抗原定量検査）の実施。
 2. 検査の対象者は、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港と、北海道、沖縄県内の空港（新千歳、旭川、稚内、釧路、帯広、函館、中標津、紋別、女満別、那覇、宮古、下地島、新石垣、久米島の各空港）及び広島、福岡、鹿児島空港との間を結ぶ便の搭乗者のうち、検査を希望する方。
 - ・実施時期：7月20日（火）～9月30日（木）
- （注）北海道、沖縄県内の空港（新千歳、旭川、稚内、釧路、帯広、函館、中標津、紋別、女満別、那覇、宮古、下地島、新石垣、久米島の各空港）及び広島、福岡、鹿児島空港から、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港に向かう便については、8月30日搭乗便より実施予定。

・検査方法 :

- ① 国が契約する検査会社が空港（羽田、伊丹、福岡の各空港）内に設置するブースで、搭乗までに抗原定量検査
- ② 国が契約する検査会社の店舗（札幌、都内5か所（秋葉原・渋谷・池袋・新宿・新橋）、大宮、那覇等）で行う唾液 PCR 検査
- ③ 国が契約する検査会社から自宅等に配送される唾液 PCR 検査キットを用いた検査
（注）いずれも無料（要予約）。

つきましては、これを踏まえ、以下の事項について、貴都道府県登録の旅行業者等に対し、旅行者に上記情報が行き渡るよう、協力方依頼をしていただきますようお願いいたします。

- ・各社ホームページのトップページにおいて、本検査の実施内容を周知するとともに、内閣官房ホームページ「羽田空港等と北海道・沖縄県内の空港等との間を結ぶ便の搭乗者を対象としたモニタリング検査」へのリンクを掲載すること。
ホームページ URL : https://corona.go.jp/passengers_monitoring/
- ・羽田空港等と北海道・沖縄県内の空港及び広島、福岡、鹿児島空港との間を結ぶ便の搭乗者に対して、メール等において、本検査の実施内容を周知すること。
- ・引き続き、各都道府県の要請内容や出発前又は到着地での PCR 検査等について、広く利用者に対し、その周知・情報提供を行い、感染拡大防止への協力や検査サービスの利用を促すこと。